

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【四半期会計期間】	第140期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社中央倉庫
【英訳名】	Chuo Warehouse Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 正和
【本店の所在の場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長 中村 秀磨
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長 中村 秀磨
【縦覧に供する場所】	株式会社中央倉庫大阪支店 (大阪府茨木市沢良宜西2丁目15番6号) 株式会社中央倉庫名古屋支店 (愛知県小牧市元町3丁目68番) 株式会社中央倉庫東京営業所 (東京都江東区枝川3丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第139期 第3四半期 連結累計期間	第140期 第3四半期 連結累計期間	第139期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年12月31日	自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
営業収益 (百万円)	19,894	19,993	26,241
経常利益 (百万円)	1,339	1,407	1,736
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	704	935	825
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	481	1,267	441
純資産額 (百万円)	37,750	39,449	38,673
総資産額 (百万円)	44,878	49,049	47,029
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	37.06	49.19	43.38
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.7	80.0	81.8
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,416	1,928	2,374
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,656	3,829	3,353
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	687	884	705
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	6,399	5,625	6,641

回次	第139期 第3四半期 連結会計期間	第140期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2018年10月1日 至2018年12月31日	自2019年10月1日 至2019年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.72	15.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社2社及び関連会社3社により構成)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態および経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出に弱さがみられ、また、消費税増税による個人消費の落ち込みなどの影響を受けて、景気の回復は鈍化傾向となっております。世界経済においては、中国の景気減速や米中間の貿易摩擦に加えて中東情勢の緊迫化等の要因により、先行き不透明な状況となっております。

物流業界におきまして、上記の経済環境が大きく影を落とし、国内、輸出入共に取扱高が減少傾向となりました。また、環境問題の意識の高まりにより一部貨物の取扱いに影響を受けたことや人手不足による人件費の増加が続くなど引き続き厳しい経営環境で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当連結会計年度よりスタートした第6次中期経営計画「CHANGE! to 2021」の具体的な取組を着実に実践に移し、また「CHANGE（意識・知識・組織）」の考え方の浸透を推し進めて参りました。また、顧客ニーズへの的確な対応と業務の効率化を図るため、既存設備の改修を進めるとともに、2019年5月にさらなる事業拡大のため滋賀県大津市に倉庫施設建築用地を取得し、2019年11月には北陸支店金沢営業所において倉庫の増築工事が完成・稼働しました。加えて、新分野への取組みと位置付けている梅小路地区資産有効活用計画については、その計画の一環として当社本社および京都支店梅小路営業所の隣接地である京都市市有地を2019年8月に取得し、2019年12月には計画の内容（建築建物の内容、建築時期、運営事業者等）について決定するなど、着実に進めております。

また、さらなる業務品質の向上を図るとともに、環境に配慮したグリーン経営の推進にも取り組み、経営の効率化に努めました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は、19,993,622千円（前年同期比0.5%増）、営業利益は1,237,868千円（前年同期比5.7%増）、経常利益は1,407,443千円（前年同期比5.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年に特別損失に計上した減損損失がなくなったことと投資有価証券評価損が減少したこと等により935,404千円（前年同期比32.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

倉庫業

倉庫業におきましては、入在庫高及び貨物回転率は前年同期に比し減少しましたが、保管残高は微増となりました。これらの結果、倉庫業の営業収益は4,897,744千円（前年同期比2.9%増）、セグメント利益は前期に発生した新規保管取扱貨物に関する費用がなくなったこと等から608,265千円（前年同期比16.1%増）となりました。

運送業

運送業におきましては、取扱数量は減少し、人件費は増加しましたが、料金改定や配送・配車の効率化、営業活動に引き続き注力したこと等により、運送業の営業収益は9,544,360千円（前年同期比1.4%減）、セグメント利益は797,020千円（前年同期比4.2%増）となりました。

国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、梱包業の取扱数量は減少し、通関業の取扱数量も輸入・輸出ともに減少しましたが、三国間貿易の取扱いが増加したことなどの影響により、国際貨物取扱業の営業収益は5,660,899千円（前年同期比2.0%増）セグメント利益は369,929千円（前年同期比1.5%減）となりました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ2,020,354千円増の49,049,469千円となりました。これは主に、流動資産の現金及び預金が816,631千円、固定資産の建設仮勘定が969,278千円、それぞれ減少しましたが、北陸支店金沢営業所倉庫増築工事が完成・稼働したことにより固定資産の建物及び構築物が1,606,706千円、滋賀県大津市の倉庫施設建築用地と本社および京都支店梅小路営業所に隣接する京都市市有地を取得したこと等により土地が1,761,138千円、それぞれ増加したことに加えて、保有株式の時価上昇により投資有価証券が491,859千円増加したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ1,243,727千円増の9,599,576千円となりました。これは主に、流動負債のその他に含まれております未払金が224,864千円減少しましたが、新規借入れ等により流動負債の1年内返済予定の長期借入金338,611千円、固定負債の長期借入金1,048,999千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ776,626千円増の39,449,893千円となりました。これは主に、利益剰余金が507,397千円、その他有価証券評価差額金が337,413千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.8ポイント減の80.0%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローで1,928,134千円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローで3,829,712千円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローで884,958千円の増加となり、前連結会計年度末に比べ1,016,631千円（15.3%）減少し、当第3四半期連結会計期間末には5,625,233千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、主に、税金等調整前四半期純利益及び減価償却費によるものであり、1,928,134千円と前年同期と比べ511,576千円（36.1%）の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、主に、定期預金の預入による支出及び有形固定資産の取得による支出によるものであり、3,829,712千円と前年同期と比べ1,173,268千円（44.2%）の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、主に、長期借入れによる収入によるものでありますが、長期借入金の返済による支出及び配当金の支払いによる減少もあり、884,958千円（前年同期は687,423千円の支出）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

・基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

企業価値向上への取組み

当社は、『誠実』『進歩』『挑戦』の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

お客様の満足を得るソリューションを提案できる企業

多様な物流サービスが提供できる総合物流会社

収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業

ESG（環境・社会・ガバナンス）に取り組む企業

未来志向で創造力ある人材が育つ風土を持つ企業

この中長期ビジョンの実現に向け、第6次中期経営計画「CHANGE! to 2021」を以下のとおり策定いたしました。第6次中期経営計画「CHANGE! to 2021」では、スピード・生産性重視の視点を持ちながら新しいことに「挑戦」する「意識のCHANGE」、高い専門性でお客様の要求に応える「知識のCHANGE」と、独自性を発揮しつつグループ力を結集して課題解決を目指す「組織のCHANGE」に取り組むことで、ステークホルダーの皆様に「信頼」される企業として、企業価値向上に努めてまいります。

（戦略基本方針）

変化するお客様の要求に高い水準で応えられる企業

将来を展望し、新分野に挑戦する企業

優れた業務品質と高い効率性を提供できる企業

ステークホルダーから信頼される企業

強固な財務基盤に支えられた信用力のある企業

（具体的取組み）

変化するマーケットへの対応

新分野への挑戦

高い生産性に向けた改革

業務品質向上への取組み

人材の確保と育成への取組み

コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化

財務戦略の高度化

働きやすい職場環境づくり

コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取り組む、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております(<http://www.chuosoko.co.jp/company/governance.php>)。その取組みとして、株主総会招集通知の発送を開催日の3週間前に発送することやインターネット上において株主総会招集通知の発送前開示を実施する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取り組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、2008年6月から社外取締役を従来の1名から2名に増員する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。加えて株主懇談会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

・本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2018年6月28日開催の第138回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

ア．本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、ならびに当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

イ．本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。

ウ．独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記 ないし に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記 ないし に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為

当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為

当社の資産（その定義は上記 に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為

当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為

強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為

買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合

買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

エ．取締役会による決議

手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ．ないし に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記ウ．ないし に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ．株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ．対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ．対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、買付者等が当該買付等を中止した場合や、対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

ク．本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第138回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第138回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.chuosoko.co.jp/>) に掲載する2018年5月10日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

・特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

・特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 株主意を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

・特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと 合理的客観的な発動要件を設定していること 第三者専門家の意見を取得すること デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画等は次のとおりであります。

主要な設備の取得

会社名	所在地	設備の内容	投資金額		資金調達方法	取得日	取得の目的
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社	滋賀県 大津市	土地 (21,658.10㎡)	1,319,244	1,319,244	自己資金	2019年 5月31日	倉庫施設建築のための 事業用地として取得し たものです。
提出会社	京都市 下京区	土地 (727.47㎡)	430,000	430,000	自己資金	2019年 8月5日	梅小路地区の資産有効 活用計画において当社 の所有地と一体として 有効活用するためであ ります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,064,897	19,064,897	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	19,064,897	19,064,897	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	-	19,064,897	-	2,734,294	-	2,263,807

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 42,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,997,900	189,979	-
単元未満株式	普通株式 24,697	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	19,064,897	-	-
総株主の議決権	-	189,979	-

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)中央倉庫	京都市下京区朱雀内畑町41番地	42,300	-	42,300	0.22
計	-	42,300	-	42,300	0.22

(注)当第3四半期会計期間末日現在において、当社は自己株式92,423株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.48%)を保有しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,891,865	7,075,233
受取手形及び営業未収入金	4,569,391	4,548,167
貯蔵品	8,274	6,077
その他	299,585	310,132
貸倒引当金	2,400	2,368
流動資産合計	12,766,717	11,937,243
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,331,795	13,938,502
機械装置及び運搬具(純額)	664,958	661,281
土地	10,201,430	11,962,569
リース資産(純額)	24,397	27,683
建設仮勘定	969,278	-
その他(純額)	132,813	124,863
有形固定資産合計	24,324,674	26,714,899
無形固定資産	43,743	39,863
投資その他の資産		
投資有価証券	9,478,379	9,970,238
繰延税金資産	54,720	37,541
退職給付に係る資産	5,702	9,439
その他	357,092	342,158
貸倒引当金	1,915	1,915
投資その他の資産合計	9,893,979	10,357,462
固定資産合計	34,262,398	37,112,226
資産合計	47,029,115	49,049,469

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	1,512,494	1,462,799
短期借入金	3,110,000	3,110,000
1年内返済予定の長期借入金	256,057	594,668
リース債務	17,405	10,875
未払法人税等	210,780	105,218
賞与引当金	259,595	132,497
役員賞与引当金	37,300	28,150
その他	1,212,960	1,106,039
流動負債合計	6,616,593	6,550,248
固定負債		
長期借入金	238,554	1,287,553
リース債務	8,925	19,365
繰延税金負債	1,246,640	1,484,254
退職給付に係る負債	155,111	168,138
その他	90,023	90,016
固定負債合計	1,739,255	3,049,328
負債合計	8,355,848	9,599,576
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,734,294	2,734,294
資本剰余金	2,263,807	2,263,807
利益剰余金	29,953,871	30,461,268
自己株式	36,791	98,635
株主資本合計	34,915,181	35,360,735
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,491,100	3,828,513
為替換算調整勘定	199	4,328
退職給付に係る調整累計額	62,328	53,858
その他の包括利益累計額合計	3,553,629	3,878,044
非支配株主持分	204,455	211,113
純資産合計	38,673,266	39,449,893
負債純資産合計	47,029,115	49,049,469

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
営業収益	19,894,536	19,993,622
営業原価	18,192,059	18,185,973
営業総利益	1,702,476	1,807,649
販売費及び一般管理費	531,227	569,780
営業利益	1,171,249	1,237,868
営業外収益		
受取利息	91	85
受取配当金	162,100	170,284
社宅使用料	9,112	9,088
持分法による投資利益	12,549	6,319
その他	16,228	14,048
営業外収益合計	200,083	199,825
営業外費用		
支払利息	22,500	25,797
その他	9,316	4,453
営業外費用合計	31,816	30,250
経常利益	1,339,516	1,407,443
特別利益		
固定資産売却益	10,005	8,078
特別利益合計	10,005	8,078
特別損失		
固定資産除却損	15,634	2,334
固定資産売却損	268	-
減損損失	147,774	-
投資有価証券評価損	97,083	3,516
特別損失合計	260,761	5,851
税金等調整前四半期純利益	1,088,759	1,409,670
法人税、住民税及び事業税	376,588	359,305
法人税等調整額	106	108,921
法人税等合計	376,694	468,227
四半期純利益	712,065	941,443
非支配株主に帰属する四半期純利益	7,122	6,039
親会社株主に帰属する四半期純利益	704,943	935,404

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	712,065	941,443
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,190,817	338,787
退職給付に係る調整額	4,956	8,470
持分法適用会社に対する持分相当額	7,288	4,528
その他の包括利益合計	1,193,149	325,789
四半期包括利益	481,084	1,267,233
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	487,715	1,259,819
非支配株主に係る四半期包括利益	6,630	7,414

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,088,759	1,409,670
減価償却費	982,813	1,006,355
減損損失	147,774	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	438	32
賞与引当金の増減額(は減少)	135,291	127,098
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11,000	9,150
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7,413	3,159
受取利息及び受取配当金	162,192	170,369
支払利息	22,500	25,797
持分法による投資損益(は益)	12,549	6,319
為替差損益(は益)	133	12
投資有価証券評価損益(は益)	97,083	3,516
固定資産除却損	15,634	2,334
固定資産売却損益(は益)	9,736	8,078
営業債権の増減額(は増加)	41,252	21,223
たな卸資産の増減額(は増加)	70	2,197
その他の資産の増減額(は増加)	7,932	80,898
営業債務の増減額(は減少)	141,623	49,694
未払消費税等の増減額(は減少)	24,186	17,616
その他の負債の増減額(は減少)	20,435	51,838
小計	1,919,657	2,247,559
利息及び配当金の受取額	162,692	170,869
利息の支払額	19,913	28,036
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	645,877	462,257
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,416,558	1,928,134
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,250,000	200,000
有形固定資産の取得による支出	1,276,919	3,479,653
有形固定資産の売却による収入	16,879	13,986
有形固定資産の除却による支出	11,480	164,160
投資有価証券の取得による支出	111,582	-
その他	23,340	114
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,656,443	3,829,712
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	1,700,000
長期借入金の返済による支出	197,000	312,390
リース債務の返済による支出	23,551	15,158
自己株式の取得による支出	54	61,843
配当金の支払額	466,062	424,893
非支配株主への配当金の支払額	756	756
財務活動によるキャッシュ・フロー	687,423	884,958
現金及び現金同等物に係る換算差額	133	12
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,927,442	1,016,631
現金及び現金同等物の期首残高	8,326,760	6,641,865
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,399,318	5,625,233

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	49,600千円	46,639千円
支払手形	4,038	-
流動負債 その他(設備関係支払手形)	6,738	80,084

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
現金及び預金勘定	7,649,318千円	7,075,233千円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,250,000	1,450,000
現金及び現金同等物	6,399,318千円	5,625,233千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	275,828	14.50	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年11月9日 取締役会	普通株式	190,226	10.00	2018年9月30日	2018年12月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自2019年4月1日 至2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	237,781	12.50	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金
2019年11月8日 取締役会	普通株式	190,224	10.00	2019年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	倉庫業	運送業	国際貨物 取扱業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	4,685,095	9,656,859	5,552,580	19,894,536	-	19,894,536
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	76,637	22,367	-	99,004	99,004	-
計	4,761,732	9,679,226	5,552,580	19,993,540	99,004	19,894,536
セグメント利益	524,004	765,248	375,746	1,664,999	493,749	1,171,249

(注)1. セグメント利益の調整額 493,749千円には、セグメント間取引消去29千円、各報告セグメントに配分されていない全社費用 493,778千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「倉庫業」セグメントにおいて、梅小路地区の資産有効活用に伴い一部既存倉庫設備の解体の意思決定を行い将来の使用見込みがなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において、147,774千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	倉庫業	運送業	国際貨物 取扱業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	4,806,916	9,525,807	5,660,899	19,993,622	-	19,993,622
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	90,828	18,553	-	109,381	109,381	-
計	4,897,744	9,544,360	5,660,899	20,103,004	109,381	19,993,622
セグメント利益	608,265	797,020	369,929	1,775,215	537,346	1,237,868

(注)1. セグメント利益の調整額 537,346千円には、セグメント間取引消去29千円、各報告セグメントに配分されていない全社費用 537,375千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	37円6銭	49円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	704,943	935,404
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	704,943	935,404
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,022	19,017

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2019年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 190,224千円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 10円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 2019年12月3日 |
- (注) 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月10日

株式会社中央倉庫

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木戸脇 美紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央倉庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。